

## 公益財団法人世界人権問題研究センター研究倫理規程

公益財団法人世界人権問題研究センター（以下、「この法人」という。）は、設立の趣旨及び定款の定めるところに従い、京都の歴史と伝統、特に学術をはじめとする文化の蓄積を基礎に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査・研究を行い、広範な学問分野での交流や国内、国外の研究機関及び研究者との連携、交流を推進し、もって国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的に、さまざまな活動を実施してきた。

そして、平成24年4月1日から公益財団法人に移行したことにより、これまで以上に公益の増進に努め、人権問題にかかる学術・研究の振興に取り組んでいるところであるが、今後ともこの法人の学術研究が適正かつ円滑に遂行されるよう、この法人のすべての構成員が常に自覚し、順守すべき、公益財団法人世界人権問題研究センター研究倫理規程をここに定める。

この法人のすべての構成員は、その社会的使命と役割を自覚し、本規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律につとめなければならない。

### 第1章 法人の義務

#### （法人の責務）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らなければならない。

#### （法人の学術研究）

第2条 この法人は、公益財団法人世界人権問題研究センター定款の定めるところに従い、人権問題にかかる学術・研究を行い、もってこれらの振興を図るようつとめなければならない。

#### （社会的信用の維持）

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当り、社会的信用の維持・向上につとめなければならない。

#### （法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連する法令・規程・指針等及びこの法人の各種規程・規則等を順守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第5条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、出損金拠出者、賛助会員、寄付者をはじめとして、社会の理解と信頼を得られるようにつとめなければならない。

## 第2章 研究者の責務

(研究者の定義)

第6条 本規程でいう「研究者」とは、この法人に所属する研究者のみならず、この法人の主催するあらゆる学術研究活動に従事する者を総称するものとする。

(研究者の責務)

第7条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていること、並びに研究の推進と成果の発表が公益の増進に資することを自覚し、国際的な条約・規範・規約等に加えて、国内の法令・規程・指針等、並びにこの法人の諸規程を遵守しつつ、良心と信念に従って、誇りをもって研究活動に従事しなければならない。

(不正行為の禁止)

第8条 研究者は、研究成果の発表に際して、捏造、改ざん、盗用といった不正行為を絶対に行ってはならない。

(研究費の適正な執行)

第9条 研究者は、研究費の適正な執行につとめるとともに、公的研究費の配分を受ける際に、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書(様式1)を提出しなければならない。

## 第3章 事務職員の責務

(事務職員の責務)

第10条 この法人の事務職員は、学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていること、並びに研究の推進と成果の発表が公益の増進に資することを自覚し、国際的な条約・規範・規約等に加えて、国内の法令・規程・指針等、並びにこの法人の諸規程を遵守しつつ、この法人の職員としての誇りをもって、良心と信念に従って各々の使命・職責を果たさなければならない。

(適正な経理)

第11条 この法人の事務職員は、経費や研究費の適正な経理につとめるとともに、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書(様式2)を提出しなければならない。

#### 第4章 構成員共通の責務

(私的利益の禁止)

第12条 この法人のすべての構成員は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 この法人のすべての構成員は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分に配慮しなければならない。

(研鑽)

第14条 この法人のすべての構成員は、公益目的事業の遂行のため、常に自己研鑽につとめなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

本規程は、平成28年6月6日から施行する。

# 誓約書

公益財団法人世界人権問題研究センター

理事長 殿

私は、下記研究課題にかかわる公的研究費の交付を受けるにあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正) 文部科学大臣決定)、並びに公益財団法人世界人権問題研究センターが定める「コンプライアンス推進規程」、「公的研究費取扱規程」等の関連諸規程を順守し、「研究倫理規程」に述べられた精神に則り、研究倫理を保持し、研究費を適正に使用することを誓約いたします。

なお、それらに反した場合は、研究センターや資金配分機関の下す処分に従わなければならないこと、及び法的責任を負う場合があることも理解しています。

(研究費名)  科学研究費補助金  
 その他の研究費  
( )

(研究課題名)  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

日付: 年 月 日

所属: \_\_\_\_\_

職名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

( 自 署 )

(注意) 日付は記入日を記入してください。

## 【事務取扱記入欄】

誓約書提出日	年 月 日	受理日	年 月 日
添付資料有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 提出済		
通信欄			

## 誓約書

公益財団法人世界人権問題研究センター

理事長 殿

私は、下記研究課題にかかわる公的研究費の管理・運営に携わるにあたり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正) 文部科学大臣決定)、並びに公益財団法人世界人権問題研究センターが定める「コンプライアンス推進規程」、「公的研究費取扱規程」等の関連諸規程を順守し、「研究倫理規程」に述べられた精神に則り、交付された研究費を適正に管理・運営することを誓約いたします。

なお、それらに反した場合は、研究センターや資金配分機関の下す処分に従わなければならないこと、及び法的責任を負う場合があることも理解しています。

(研究費名)  科学研究費補助金

その他の研究費

( )

(研究課題名)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

日付: 年 月 日

職名: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

( 自 署 )

(注意) 日付は記入日を記入してください。

### 【事務取扱記入欄】

誓約書提出日	年 月 日	受理日	年 月 日
添付資料有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 提出済		
通信欄			